

指定医療機関で人間ドックを受診される方へ

健診費用を一部助成します

市では、生活習慣病の早期発見および早期治療による健康保持増進を図るため、指定医療機関で人間ドックを受診される際の健診費用の一部を助成します。

助成額

健診費用の2分の1以内（年度内1回限りとし、がんドック助成を受けた方や各地区で行われる特定健診を受けた方は除きます）

申し込み・受診方法

ご希望の医療機関に健診内容や費用についてお問い合わせの上、受診の申し込みをしてください。また、受診前に福祉課または健康づくり課窓口で「受診助成券」の交付申請

助成方法

助成額は市が直接医療機関へ支払いますので、健診費用から助成額を差し引いた金額を、医療機関の窓口でお支払いください。

指定医療機関

3月に全戸配布しました「平成25年度版健康・福祉カレンダー」の12ページをご覧ください。詳しくは、直接お問い合わせください。

問い合わせ・申し込み先

福祉課国保医療係
☎(22)2111（内線296）
健康づくり課保健医療推進係
☎(22)2111（内線368）

貯水槽水道・飲料水供給施設など

届出先が変更になりました

アパート、病院、ショッピングセンターなどに設置されている貯水槽（簡易専用水道および準簡易専用水道）や、100人以下に水を供給している施設（飲料水供給施設および簡易給水施設）について

りましたのでご注意ください。安全で安心な水を確保するために、最低でも年1回は水槽の清掃と、厚生労働大臣の登録を受けた機関による検査を受けましょう。

問い合わせ先

環境課環境係
☎(22)2111（内線247）
長野県北信地方事務所環境課
☎(23)0202

募す
公しま

中野市環境審議会委員

市では、市民の皆さんのご意見を環境行政に反映していくため、環境保全、一般廃棄物の減量、その他環境に関する重要事項について審議する中野市環境審議会委員を募集します。

募集人員 5人程度

応募資格
・平成25年6月3日現在、市内に住所を有し、満20歳以上の方
・年に数回、平日に開催する審議会に出席できる方
・環境施策および関連する分野について日ごろから関心を持ち、現状の課題と今後の取り組みむべき施策などについて意見や提言をいただける方

募集期限

5月10日(金)※必着
任期 6月3日～平成27年6月2日（2年間）

選考方法

・応募の動機や経歴、作文
の内容などにより選考を行います。
・選考結果は、応募者に連絡します。

応募方法

応募用紙は市公式ホームページからもダウンロードできます。
市公式ホームページ
<http://www.city.nakano.nagano.jp/>
お問い合わせ・応募先
〒383-8614（住所記載不要）
環境課環境係
☎(22)2111（内線247）
ファクス☎(22)5923
Eメール kankyoo@city.nakano.nagano.jp

上下水道料金の納入に

ご理解とご協力を

市の上下水道事業については、使用者の皆様にご負担いただいている上下水道料金を基に、さまざまな事業を行っております。

今後も上下水道料金の納入について、ご理解とご協力をお願いいたします。

口座振替について

2月1日から、メーター検針の機器、料金の管理などを行うシステムを更新しました。更新に併せて、上下水道料金の口座振替による納入について、次の点が変更となりました。

○上下水道料金として合算した金額で振替

これまで上下水道料金の口座振替は、水道料金と、下水道使用料または農業集落排水施設使用料を、別々に振替処理を行っておりましたが、今後は上下水道料金として、合算した金額での振替となります。

○通帳に『水道料金等』または『水道料等』と記載

水道料金と、下水道使用料または農業集落排水施設使用料を合算した金額で振替を行うことから、通帳への記載は、『水道料金等』または『水道料等』と記載になります。

※金融機関等により、「ひらがな」または「カタカナ」で記載される場合があります。

なお、これまでは水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料を別々に振替が可能でしたが、今後は、合算した金額で振替処理を行うことにより、口座残高が合算した金額よりも不足している場合は振替ができませんので、事前に残高のご確認をお願いします。

期限内の納入について

市では、4月1日から新たに発生する市の債権について、財政の健全化と市民負担の公平性を確保するため、市が保有する全ての債権の適正な管

理および未収金の縮減に向け、統一的な取り扱いをすることとしました。

今後は、上下水道料金も期限内に納入いただけない場合、次のとおり督促手数料及び延滞金等を徴収することとなりますので、期限内の納入にご理解とご協力をお願いします。

○公課及び非強制徴収公債権（下水道使用料、農業集落排水施設使用料が該当）
関係例規の規定に基づき、督促手数料及び延滞金を徴収することとなりました。

○私債権（水道料金が該当）
条例・規則で徴収する旨の規定がないものについては、民法の規定による法定利率年5.0%の遅延損害金を徴収することとなりました。なお、督促手数料は民法に規定がないため、徴収はされません。

※ただし、上水道と合わせて、下水道または農業集落排水施設を使用している場合、下水道使用料等の納入通知書でもあるため、督促手数料は徴収となります。

問い合わせ先
上下水道課営業係
☎(22)21111（内線284）

水道水質検査計画を

策定しました

水質検査計画とは

水質検査計画は、水質検査の適正化を図るとともにその透明性を確保するため、水源種別、過去の水質検査結果、水源周辺の状況などを総合的に検討し、水質検査などの内容を定めたものです。

水道法施行規則では、水道事業者は水質検査計画を策定し、毎事業年度の開始前に水道の需要者に対して情報提供することとされています。

計画の概要

本市の水道水質検査計画の概要（構成）は次のとおりです。

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源の状況ならびに原水および浄水の品質状況
- 4 採水地点、検査項目、検査頻度およびその理由
- 5 水質検査の方法および自己委託の区分
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査計画および検査結果の公表
- 8 水質検査結果の評価
- 9 水質検査の精度と信頼性の保証
- 10 関係者との連携

計画の内容および平成24年度の水質検査結果については、上下水道課または市公式ホームページでご覧ください。

市公式ホームページ
<http://www.city.nakano.nagano.jp/>

問い合わせ先
上下水道課上水道係
☎(22)21111（内線282）
ファクス☎2666
Eメール jyogesu@city.nakano.nagano.jp

